

○ これらの事務については、それぞれ都道府県及び市町村が処理することが基本となるが、地域の実情に応じ、自主的な判断によって地方自治法に基づく広域連合を活用することや市町村の事務の一部を都道府県が行うこととすることも考えられる。

- ① 例えば、都道府県の事務と市町村の給付事務を持ち寄り、都道府県と全ての市町村による「広域連合」を設立し、「広域連合」において、財政運営、標準(基準)保険料率の設定、保険給付を行い、「市町村」において、資格管理、標準(基準)保険料率に基づく保険料率の決定、賦課・徴収を行う場合
- ② 例えば、市町村の給付事務を都道府県が行うこととし、「都道府県」において、財政運営、標準(基準)保険料率の設定、保険給付を行い、「市町村」において、資格管理、標準(基準)保険料率に基づく保険料率の決定、賦課・徴収を行う場合

### 基本の仕組み

#### 都道府県

- ・財政運営
- ・標準(基準)保険料率の設定

#### 市町村

- ・保険証の発行を含む資格管理
- ・保険料率の決定、賦課・徴収
- ・保険給付

### ① 都道府県と市町村で広域連合を設立する場合

#### 広域連合

- ・財政運営
- ・標準(基準)保険料率の設定
- ・保険給付

#### 市町村

- ・保険証の発行を含む資格管理
- ・保険料率の決定、賦課・徴収

### ② 市町村の給付事務を都道府県が行うこととした場合

#### 都道府県

- ・財政運営
- ・標準(基準)保険料率の設定
- ・保険給付

#### 市町村

- ・保険証の発行を含む資格管理
- ・保険料率の決定、賦課・徴収

※ ①②いずれの場合であっても、75歳以上の給付事務を「都道府県単位の運営主体(広域連合・都道府県)」で行い、75歳未満の給付事務を「市町村」で行うため、高齢者と若人で世帯合算して給付を行う高額療養費については、両者が連携して事務処理を行う等、住民に分かりやすいものにする必要がある。